

つくばみらい市環境基本計画 概要版

つくばみらい市では、平成29年3月に環境施策を総合的、計画的に推進するため「つくばみらい市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、10年後の平成38年度を目標に、市民・事業者・行政が一体となり環境施策に関する共通の認識を持ち、自主的、積極的に取り組むことにより、市の目指す環境像を実現することを目的としています。



つくばみらい市の目指す環境像

うるおいとやすらぎのある美しいまち

本市の環境を形成する水田や樹林地、水辺空間は、長い歴史の中で受け継がれてきたもので、私たちはこれらの恩恵を享受して豊かな生活を送っています。

都市の発展による利便性の向上と豊かな自然や安らぎのある環境を守っていくことが私たちの責務です。私たちが目指す次世代に残すべき姿としてこの環境像を定めます。



つくばみらい市
平成29年3月

つくばみらい市環境基本計画の目標

環境像を実現するために、具体的な3つの基本目標を次のように設定しました。また、この3つの基本目標を達成するためには、参画と協働により様々な取組を進めることが必要であることから、「市民・事業者・行政が一体となった参画、協働のまち」の実現に努めます。

[基本目標1]自然との共生

将来にわたって、多様な生物が育む自然の恵みを楽しむように、河川や田園の機能を生かしながら、自然環境を保全し、自然と人が共生できるまちを目指します。

方針と施策

本市の豊かな自然環境との共生を図るべく、農地を含めた自然環境との調和や緑化の推進、水辺環境の保全等を課題とした施策を展開します。

[基本目標2]循環型社会の形成

市民一人ひとりの行動が、地域及び地球の環境保全に結びついていることを認識し、環境への負荷を軽減するため、社会経済活動や個々のライフスタイルにおいて地域資源を有効に活用する循環型社会を目指します。

方針と施策

循環型社会の形成を図るべく、ごみの減量化や再資源化の推進、不法投棄や散乱ごみ、広くは地球規模の環境対策等を課題とした施策を展開します。

[基本目標3]快適な生活環境の創出

公害や災害がなく安全で住みやすい環境、歴史や文化の薫る良好な都市環境など、利便性や快適性を併せ持つ緑の中の住空間で、誰もが健康で快適な日常生活を営むことができることを目指します。

方針と施策

快適な生活環境を創出するべく、公害のない健康で快適なまちの形成や地域に調和した景観の創出、災害や事故のない安全なまちの形成等を課題とした施策を展開します。

参画と協働

市民・事業者・行政が一体となった参画・協働のまちを目指します。

基本目標の達成のためには、「市民・事業者・行政」の一体化が必要であり、環境保全活動への支援、環境教育の推進、広域的な連携を課題とした施策を展開します。

市がめざす環境像の実現に向けた取組

3つの基本目標を達成するための具体的な取組を市民・事業者・行政の主体ごとに決めました。市は、市民・事業者との協働による計画を進めるために活動の拠点づくりや担い手の確保等の環境保全の仕組みづくりに取り組みます。

市民・事業者は、日常生活や事業活動において環境保全・環境配慮に取り組みます。

市民

(計画より主なものを抜粋)

自然との共生

- ・ 外来種の生き物は責任を持って飼ひ、自然界に放したり逃げ出したりしないようにします。
- ・ 地域の緑化活動に積極的に参加します。
- ・ 身近な親水空間を積極的に利用し、管理に協力します。

循環型社会の形成

- ・ ごみ処理に関する諸情報に注意を払い、減量化、資源物回収に協力します。
- ・ 買い物はエコバックを持参します。また、商品の包装はなるべく簡易包装とします。
- ・ 家電製品の買い替えの際は、省エネ家電・エコ家電を選ぶなど「クールチョイス」に努めます。

快適な生活環境の創出

- ・ 自動車の運転はエコドライブを心がけます。
- ・ 地域の自然、歴史に親しみ、環境に配慮した行動を心がけ、後世に伝えていきます。
- ・ 環境問題についての認識を深め、足元からの行動を身につけます。



事業者

自然との共生

- ・ 事業に伴い開発する場合は自然環境の保全に配慮します。
- ・ 敷地内の緑化に努め、周辺と調和のとれた環境整備に努めます。
- ・ 身近な親水空間を積極的に利用し、管理に協力します。

循環型社会の形成

- ・ 事業系一般廃棄物の3R推進と啓発に努めます。
- ・ 事業所周辺の美化に努めます。
- ・ 環境保全に向けた経営方針の確立と実践を行います。

快適な生活環境の創出

- ・ 法令などによる環境関連の規制基準を遵守します。
- ・ 看板や広告については、周囲の環境を阻害しないように配慮します。
- ・ 地域の防犯、防災活動に積極的に参加・協力します。

行政

自然との共生

- ・ 自然環境の保全を推進します。
- ・ 緑の創出や緑化を推進します。
- ・ 生活排水処理施設の整備を推進します。

循環型社会の形成

- ・ 一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- ・ 不法投棄への対策を推進します。
- ・ 「つくばみらい市地球温暖化対策実行計画（市の事務事業に関する温室効果ガスを削減する計画）」を推進します。

快適な生活環境の創出

- ・ 各種公害の未然防止を図り、市民、事業者への啓発活動を実施します。
- ・ 田園緑地景観、水辺景観、都市景観の保全と向上を図ります。
- ・ 防犯面や防災面、日常生活が安全である環境を推進します。

参画と協働

市民・事業者・行政が一体となった参画・協働のまちを目指します。

環境保全活動の支援

市民一人ひとりや事業者の環境保全に対する具体的な行動を促進するために、環境保全活動の支援、情報提供や啓発、望ましい活動の推奨をします。

環境教育の推進

環境の大切さを認識してもらうためには、環境に関する知識を深めるだけでなく、自然とのふれあいなどの実体験を通じて育成することが重要です。そのため、教育や学習機会の提供、情報の提供、人材の育成を進めるものとします。

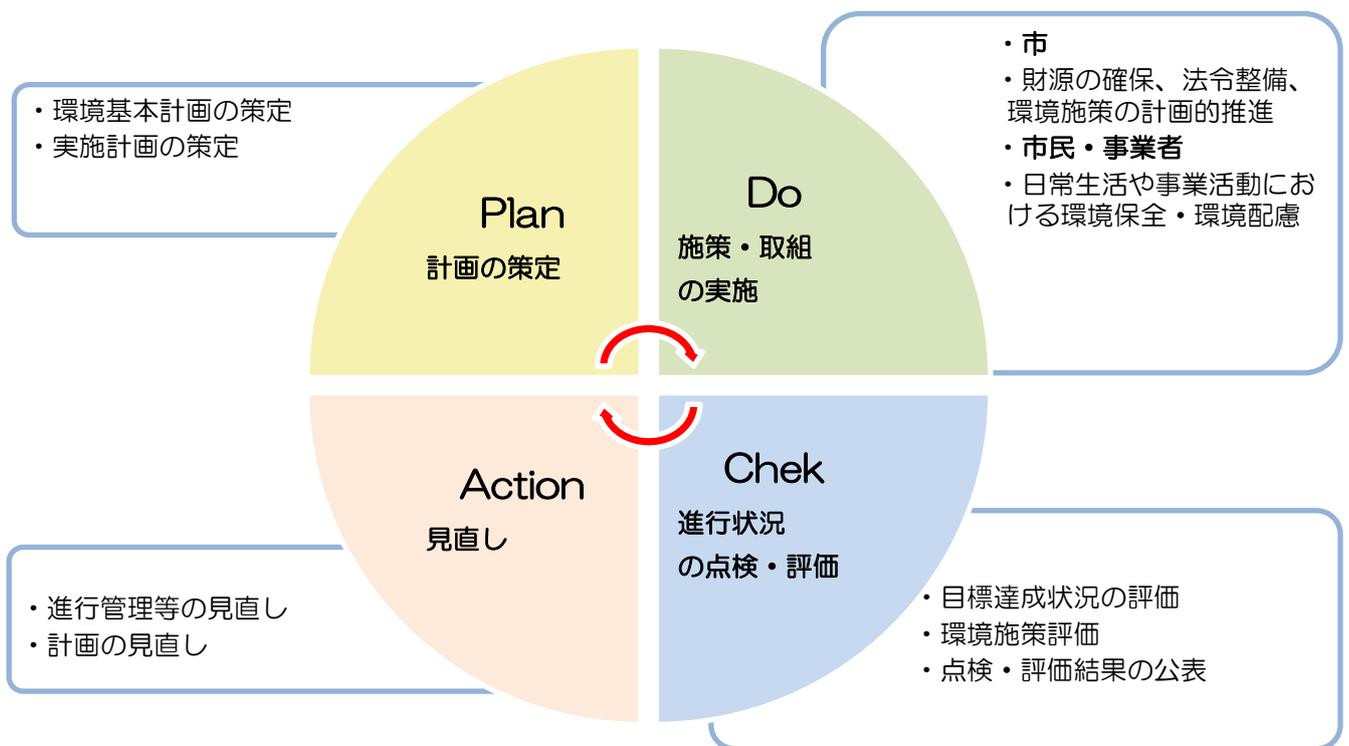
広域的連携の強化

国、県、近隣市、一部事務組合との相互の協力体制を強化するとともに、公害対策や、施設の整備などについて調整を図り、広域的連携体制の強化に努めます。

計画の取組体制等

PDCA サイクルの実施

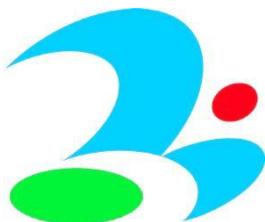
環境像の実現に向けて各種施策や適切な環境配慮の実施などを具体的に推進してゆくためには、市民、事業者及び市の自主的、積極的な取組や協力が欠かせません。「計画」の効果的な進行管理を行うため、PDCA サイクルによる取組の継続的な改善と推進を行います。



「つくばみらい市環境基本計画」は市のホームページに掲載しております。

計画の詳細については、

市ホームページ→課から探す→市民経済部→生活環境課→環境・公害 をご覧ください。



○お問い合わせ先○

〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市 市民経済部 生活環境課（谷和原庁舎）

Tel 0297-58-2111（代表）

Fax 0297-52-6024

Mail seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp

ホームページ <https://www.city.tsukubamirai.lg.jp>

